

2. まちの魅力創造のためのプロジェクト群

市民が愛着と誇りを持てるまちを築き上げるためには、地域資源に着目して、内外に情報発信することができる八戸固有の価値を創造することが重要です。

そのため、八戸都市圏の「顔」である中心市街地の再生を図るとともに、生活にうるおいをもたらす芸術・文化やスポーツの振興を図ります。また、次代に引き継ぐ環境にやさしい社会の創造を推進します。

2-1. 中心市街地再生プロジェクト

- 施策1) 通りのにぎわい再生
- 施策2) 居住・交流の促進によるコミュニティの再生
- 施策3) 経済活動の活性化

2-2. 文化・スポーツプロジェクト

- 施策1) 文化活動の振興
- 施策2) スポーツ活動の振興

2-3. 環境創造プロジェクト

- 施策1) 市民一人ひとりの環境に配慮した活動の促進
- 施策2) 環境配慮型経営の普及促進と環境・リサイクル関連産業の育成

※モータリゼーション

車社会化のことで、自動車を利用することが普及し、日常生活の中で自動車が一般化していくこと。

※セットバック

建築物などを敷地境界線から後退させて建てること。

※まちづくり協定

市民の主体的なまちづくり活動推進のための八戸市の独自施策。地域の住民などが中心となって、地域のまちづくりの方向やルールをまとめた計画にもとづく協定で、市長と締結する。



八戸市中心市街地

2-1. 中心市街地再生プロジェクト

プロジェクトの方向性

当市の中心市街地は、百貨店等の大型店が集中立地するなど、古くから当市を中心とする広域圏の商業の中心として、その機能を果たしてきました。しかしながら、近年、モータリゼーション^{*}の進展等^{*}にともなう郊外大型店の相次ぐ立地や、消費者ニーズ・購買行動の変化などにより、大型店の撤退、廃業等による空き店舗の増加など、中心市街地の空洞化が進行しており、中心市街地を、八戸都市圏の「顔」にふさわしい、人々が集い、にぎわいのあふれる空間に再生することが緊急の課題となっています。

そのため、三日町、十三日町などの通りのにぎわい再生、居住・交流の促進によるコミュニティの再生、および商業をはじめとした経済活動の活性化を図ります。

施策1) 通りのにぎわい再生

【施策の概要】

中心市街地における通りのにぎわい再生を図るため、三日町、十三日町をはじめとした商業街区の歩行空間の整備や、中心市街地の玄関口である本八戸駅通り地区の整備などにより、魅力あるまちなみの形成を促進します。

【事業一覧】

区分	事業名	事業主体	事業概要	事業期間
継続	①中心市街地景観ロード整備事業	市・県	・市道上組町湊線および鷹匠小路線における電線共同溝および道路・歩道の整備 ・県道妙売市線の歩道整備	H19～23
継続	②花小路整備事業	民間	・花小路の全区間開通による魅力ある小路の形成	H19～23
新規	③本八戸駅通り地区整備事業	市・県	・都市計画道路3・5・1号（県道）の整備促進 ・本八戸駅通り地区のにぎわい創出	H19～23
新規	④中心市街地まちなみ形成推進事業	市・民間	・セットバック [*] や用途規制 [*] などのまちづくり協定の締結など	H19～23

※TMO

街（Town）、管理・運営する（Management）、組織・団体（Organization）の略称。中心市街地で商店会や行政、市民活動団体などによって行われる事業が、効率的、効果的に実施されるために、連携・調査といった総合的なマネジメントを行う機関。

※テナントミックス

経済活性化のために最適なテナント（業種業態、店舗など）の組み合わせのこと



八戸屋台村みろく横丁

施策2) 居住・交流の促進によるコミュニティの再生

【施策の概要】

中心市街地における居住・交流の促進によるコミュニティの再生を図るため、にぎわいの拠点となる交流拠点の整備を促進するとともに、賃貸住宅の建設などによりまちなか居住を促進します。

【事業一覧】

区分	事業名	事業主体	事業概要	事業期間
継続	①（仮称）地域観光交流施設整備事業	市	・文化・芸術・観光・交流・情報発信機能などを有する都市拠点施設の整備 ・交流広場の整備	H19～21
継続	②中心商店街活性化拠点整備事業	八戸商工会議所	・中心商店街や観光などの情報発信機能、市民ギャラリーや交流サロンを備えた総合案内所「まちの駅はちのへ」の運営	H19～23
新規	③中心市街地居住促進事業	市・民間	・民間事業者による特定優良賃貸住宅および高齢者向け優良賃貸住宅の建設 ・借上市営住宅の建設	H19～23

施策3) 経済活動の活性化

【施策の概要】

中心市街地における経済活動の活性化を図るため、まちづくりの推進機関を設立し、回遊性のある歩行空間などのまちなみの整備、消費者ニーズ等をふまえた店舗・オフィス・文化施設などのテナントの誘致、にぎわいを創出する各種イベントの開催などを促進するとともに、個々の店舗の魅力づくりを促進します。

【事業一覧】

区分	事業名	事業主体	事業概要	事業期間
継続	①TMO [*] 推進事業	市・民間	・まちづくりの推進機関として、まちづくり会社 [*] の設立、まちなみの整備、テナントミックス [*] の検討、ソフト事業の実施など、総合的な施策の展開	H19～23
新規	②商店街再整備支援事業	市	・個店の出店や店舗改装に対する補助	H19～23

※ワークショップ

専門家の助言などを受けながら、参加者が共同で研究や創作を行う場・機会。



お庭えんぶり

2-2. 文化・スポーツプロジェクト

プロジェクトの方向性

当市では、自由時間の増大や、生活の質的向上に対する欲求の高まりなどのなかで、心身ともに健康で豊かな生活を送るため、地域に根ざした文化活動やスポーツ活動の促進が求められています。

また当市には、縄文時代の遺跡や史跡 根城跡などの貴重な歴史遺産や、三社大祭やえんぶりなどの伝統文化が現代に息づいており、これらの適切な保存・活用と、次の世代への継承が課題となっています。

そのため、多様で特色ある市民の自主的な文化活動の振興を図るとともに、健康で豊かな心身をはぐくむスポーツ活動の振興を図ります。

施策1) 文化活動の振興

【施策の概要】

多様で特色ある市民の自主的な文化活動の振興を図るため、市民が積極的に文化活動に参加できる機会の創出や、歴史遺産の保存・活用、伝統文化の継承を促進します。また、文化活動を担う多様な人材・団体の育成・交流を促進するとともに、市民がいつでも地域の文化に触れることができる環境の整備や、文化施設・文化団体間の連携による情報発信の強化を図ります。

【事業一覧】

区分	事業名	事業主体	事業概要	事業期間
拡充	①市民多文化支援事業	市	・多様で特色ある市民の自主的な文化活動に対する補助	H19～23
新規	②文化活動ワークショップの開催	市・文化団体	・文化団体が交流するワークショップの開催	H19～23
拡充	③文化活動環境整備事業	市・施設管理者	・市主催イベントなどでの文化団体の活動機会の創出 ・利用者の需要に対応した柔軟な施設運営	H19～23
継続	④（仮称）南郷文化ホール整備事業	市	・生涯学習や文化活動の拠点となる（仮称）南郷文化ホールの整備	H19
継続	⑤南部氏庭園整備事業	市	・藩政時代の庭園芸術を鑑賞・体験することができる庭園の整備	H19～23
継続	⑥是川縄文の里整備事業	市	・（仮称）是川縄文館建設および遺跡整備の推進	H19～23



第59回国民体育大会 冬季大会

拡充	⑦無形民俗文化財後継者養成事業	市	・ 民俗芸能の後継者養成のための文化団体に対する補助 ・ 「民俗芸能の夕べ」の開催 ・ 郷土芸能ビデオライブラリーの活用	H19～23
新規	⑧先人周知事業	市	・ 先人に関する情報収集および発信	H19～23
継続	⑨文化施設・資源活用促進事業	市	・ 市内小・中学生を対象とした、博物館などの文化施設の入館料の無料化	H19～23
新規	⑩文化関係人材活用・育成事業	市・文化団体等	・ 主に市内を活動拠点とする文化団体および人材のデータベース登録と相互交流の促進	H19～23
新規	⑪情報発信・交流推進事業	市・施設管理者・文化団体	・ 施設間の連携強化による情報共有 ・ 文化団体の活動情報の発信強化	H19～23

施策2) スポーツ活動の振興

【施策の概要】

健康で豊かな心身をはぐくむスポーツ活動の振興を図るため、スポーツ団体や活動を支える人材の情報を共有・活用できるデータベースを創設するとともに、全国規模の大会の誘致とその継続的な開催により、地域に根ざしたスポーツの拠点づくりを推進します。

【事業一覧】

区分	事業名	事業主体	事業概要	事業期間
新規	①スポーツ関係人材活用・育成事業	市・スポーツ団体等	・ 主に市内を活動拠点とするスポーツ団体および人材のデータベース登録と相互交流の促進	H19～23
新規	②スポーツ拠点づくり推進事業	市・競技団体	・ 小・中・高校生を対象とするスポーツの全国大会の誘致および継続開催	H19～23

※循環型都市宣言

平成18年（2006年）7月1日に、八戸市が限りある資源を有効に利用し、持続可能な循環型社会を構築するため、市民・事業者・行政が一体となつてごみの減量とリサイクルを推進することを定めた都市宣言。

※マイバッグ運動

自分の買物袋（マイバッグ）を持参し、販売店などから渡されるレジ袋を受けとらない運動。



ボランティアによる清掃活動

2-3. 環境創造プロジェクト

プロジェクトの方向性

当市は、平成18年（2006年）7月1日に「循環型都市宣言^{*}」を行っています。海、山、川といった豊かな自然環境は貴重な財産であり、この自然の恵みを次代に引き継ぐためには、環境の保全および創造に向けた取組みが不可欠です。

現在、当市では、あおりエコタウンプランの承認などを受け、既存産業の技術を生かした環境・リサイクル関連産業の創出に取り組んでいるほか、NPO等による環境教育やエコツアーなど、環境にやさしいまちづくりが展開されつつあります。こうしたなか、今後、市民、事業者および行政がそれぞれの役割を担いながら、環境への負荷の少ない、持続性の高いまちづくりを進めていくことが求められています。

そのため、環境保全や緑化活動等への積極的な市民参加など、市民一人ひとりの環境に配慮した活動の促進を図るとともに、環境と経済の両立を目指し、環境配慮型経営の普及促進と環境・リサイクル関連産業の育成を推進します。

施策1) 市民一人ひとりの環境に配慮した活動の促進

【施策の概要】

市民一人ひとりの環境に配慮した活動の促進を図るため、清掃活動やリサイクル活動に参加しやすい仕組みづくりを進めるとともに、公共交通の利用推進やイベントなどの開催による啓発活動、小・中学生等を対象とした環境教育を推進します。

【事業一覧】

区分	事業名	事業主体	事業概要	事業期間
継続	①生ごみリサイクル事業	市	・電動式生ごみ処理機購入に対する補助 ・ダンボールを利用し生ごみをたい肥化するモニターの募集 ・生ごみたい肥化物を有効活用する仕組みの拡充	H19～23
継続	②はちのへクリーンパートナー制度	市	・個人や事業者の自発的な清掃活動の促進 ・市が行う一斉清掃活動への参加の促進	H19～23
新規	③マイバッグ利用促進事業	市	・レジ袋削減のためのマイバッグ運動 [*] の展開	H19～23
新規	④ノーカーデー促進事業	市	・二酸化炭素削減のためのノーカーデーの全市的な展開	H19～23
新規	⑤環境（エコ）通勤定期券発行事業	市	・所持者・同伴者の土日祝日の市営バス料金をワンコイン化する通勤定期券の発行	H19～23
新規	⑥子ども探検隊エコパスポート発行事業	市	・小学生対象の市営バス乗り放題定期券（夏休み・冬休み限定）の発行	H19～23



環境学習会

拡充	⑦緑化事業	市	・町内会などに対する春と夏の草花の配布 ・緑の出前講座の開催 ・緑化条例の制定	H19～23
拡充	⑧環境教育推進事業	市	・小学生や地域住民を対象にした、ごみの減量などに関する環境教育および自然体験学習の実施	H19～23
拡充	⑨環境啓発事業	市	・広報はちのへやイベントによる啓発活動の推進（環境展、はちのへエコ大賞、その他各種イベント）	H19～23

施策2) 環境配慮型経営の普及促進と環境・リサイクル関連産業の育成

【施策の概要】

環境配慮型経営の普及促進を図るため、事業系ごみの減量を促進するとともに、環境負荷の低減に配慮した経営形態への転換を促進します。また、環境・リサイクル関連産業の育成を図るため、技術開発などに対する支援や製品認定制度の普及・啓発を推進します。

【事業一覧】

区分	事業名	事業主体	事業概要	事業期間
継続	①事業系ごみ減量促進事業	市	・事業系ごみ処理マニュアルの作成・普及 ・事業者（商店街組合など）による資源物の共同回収の促進	H19～23
拡充	②環境・リサイクル関連産業支援事業	市・県	・環境・エネルギー関連技術開発支援事業費補助金による支援 ・青森県リサイクル製品認定制度の普及・啓発	H19～23